

日中一時支援事業所 各位

松阪市福祉事務所
障がい福祉課

日中一時支援を日中活動系サービスと同一日に利用する場合の取扱いについて

平素は、松阪市の福祉行政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和 3 年 4 月、松阪市において『障害福祉サービス等利用の手引き』を作成し、日中一時支援を日中活動系サービスと同一日に利用する場合の取扱い等についてお知らせしておりましたが、このたび同一日利用の報酬単価等について下記のとおり定めましたので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

記

1. 日中一時支援を日中活動系サービスと同一日に利用した場合の報酬単価

併給の時間	軽度・中度・重度	重度障害者(児)支援加算* ()は左記単価に*を加えた額	
30 分以上 1 時間未満	610	100	(710)
1 時間以上	920	150	(1,070)
2 時間以上	1,230	200	(1,430)
3 時間以上	1,540	250	(1,790)
4 時間以上	1,850	300	(2,150)

※ 併給時の報酬単価は、生活介護、放課後等デイサービスにおける延長支援加算の単価に準じて定めています。

※ 併給時の報酬単価は延長支援加算の取扱いに準じていることから、障害者・障害児の区分、軽度・中度・重度の区分はありません。

※ 重度障害者に対する支援のうち、生活介護における重度障害者支援加算、放課後等デイサービスにおける個別サポート加算若しくは居宅訪問型児童発達支援の支給決定を受けている者又は重症心身障害児に対する支援は、「重度障害者(児)支援加算」を算定することができます。

※ 併給時の支給単位は、支援の時間にかかわらず 1 回につき 1/4 日です。

(日中一時支援を他のサービスと同一日に利用しない場合の報酬単価は、これまでどおり変更はありません。)

基本報酬		軽度	中度	重度
30 分以上 2 時間未満	(1/4 日)	1,000	1,250	1,500
2 時間以上 4 時間未満	(1/2 日)	2,000	2,500	3,000
4 時間以上 6 時間未満	(3/4 日)	3,000	3,750	4,500
6 時間以上 8 時間未満	(1 日)	4,000	5,000	6,000
8 時間以上	(1 日超)	5,000	6,250	7,500

**日中活動系サービスとは、生活介護、就労継続支援、放課後等デイサービスなど 1 日単位で報酬単価が設定されているものをいいます。

2. 日中活動系サービスの利用日に日中一時支援の報酬を算定できる時間帯

日中活動系サービス提供事業所のサービス提供時間外に限り、同一日において日中一時支援の算定が可能です。

(例) 日中活動系サービス提供時間 (9:00～16:30) の前又は後に日中一時支援を利用する場合

営業時間 8:30 <.....> 17:00
サービス提供時間 9:00 <.....> 16:30

日中一時 算定可能	日中活動系サービス提供時間 (日中一時支援の算定不可)	日中一時 算定可能
--------------	--------------------------------	--------------

※ 併給する日中一時支援事業所は、日中活動系サービス提供事業所の運営規程に定めるサービス提供時間を確認してください。

※ 日中一時支援事業所の送迎に係る時間は、日中一時支援の利用時間とすることはできません。

3. 併給の報酬単価（おもて面 1）を算定するために必要な手続き

日中活動系サービスを利用した日に日中一時支援の報酬を算定しようとする事業所は、あらかじめ「日中一時支援の同一日併給利用者に関する届出書」を提出してください。

※ 様式は、松阪市ホームページからダウンロードできます。

※ 同一日に併給が認められる利用者については、受給者証の備考欄に「日中活動系サービスとの同一日利用を認める」と記載しています。

※ 上記届出書の提出がなく、日中活動系サービスと同一日に日中一時支援の報酬を算定された場合は、遡って返金していただく場合があります。

4. 適用開始時期

令和3年10月サービス提供分（11月請求分）から適用します。

5. 日中活動系サービスと日中一時支援を同一日に利用できる場合（以前にご案内した内容と変わりません）

日中活動系サービスと日中一時支援は、原則として同一日に利用することはできません。ただし、次のすべてを満たす場合に限り利用することができます。

- (1) 保護者が疾病、出産、就労、冠婚葬祭・学校等の行事、親等の介護のため当該障がい者等を介護できない状態にあるとき
- (2) 他の施策や福祉サービスにおいて、当該障がい者等を受け入れることができないとき
- (3) サービス等利用計画案において同一日の利用の必要性が明確であるとき

6. 報酬請求について

併給した場合における日中一時支援請求書の様式については、10月下旬に松阪市ホームページに掲載する予定です。なお、併給しない場合の報酬単価に変更はありませんので、従来どおりの請求書様式をご使用ください。

- 問い合わせ先 -

松阪市福祉事務所 障がい福祉課

支給決定に関すること 佐野 請求に関すること 上尾

TEL 0598-53-4171 FAX 0598-26-9113

E-mail shogai.div@city.matsusaka.mie.jp